

# 東京二十三区清掃一部事務組合が行う ごみの中間処理とは

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、東京23区から排出される一般廃棄物の中間処理を行っています。所管する施設には、清掃工場をはじめ、不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破碎処理施設などがあります。今回は23区の環境衛生を支えている、清掃一組の行う中間処理を紹介します。

## 東京23区の清掃事業の流れ

東京23区の清掃事業は、各区がごみの収集・運搬、資源回収を実施し、焼却や破碎などの中間処理は処理施設がない区があることや、より効率的な処理を行うためといった理由から、23区が共同で処理しています。清掃一組は、この共同処理を行うため、地方自治法に基づき、23区の総意によって設置された特別地方公共団体です。最終処分は、23区と清掃一組が埋立処分場を設置・管理する東京都に委託して実施しています。



## 中間処理とは

中間処理とは、「廃棄物を減量・減容化、安定化、無害化、資源化すること」を指します。清掃一組では、可燃ごみを清掃工場で焼却し、不燃ごみと粗大ごみを専用の処理施設で細かく破碎処理しています。また、一般家庭のくみ取りし尿や浄化槽汚泥等の処理をして下水道へ投入も行っていきます。

東京23区のごみを全量中間処理できるようにするまでは、一部の可燃ごみをそのまま埋め立てていたため、埋立処分場では悪臭や害虫が発生していました。ごみを焼却することで、ばい菌や害虫、においの発生などを防ぎ、衛生的な環境を保つことができます。また、焼却して灰にすると容積は元のごみの約20分の1になります。全量中間処理の達成により、最終処分量が減り、限りある埋立処分場の寿命が大きく伸びました。

## 清掃工場

清掃工場は、令和8年4月現在、23区内で22施設（うち2施設建替え中）を管理・運営し、主に一般家庭から出される可燃ごみや事業所から排出される一般廃棄物を焼却しています。

清掃工場に搬入されたごみは、計量機で車両ごとに重さを量り、ごみ量の把握や廃棄物処理手数料の計算などに利用します。搬入されたごみはごみバンクにためて、水分量や大きさも異なるごみをクレーンでかき混ぜ、安定した燃焼となるように均一化してから、焼却炉に投入します。

焼却炉では、800℃以上の高温で24時間連続焼却します。高温で燃やすことで、ダイオキシン類の発生を抑えます。また、一部の焼却灰をセメントや徐冷スラグ、焼成砂化の材料に活用することにより、埋立処分量を削減しています。

清掃工場から出る排ガス・排水中の有害物質は、発生抑制や削減をして環境への負担を低減します。また、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを利用して発電や熱供給を行っています。

## 不燃ごみ処理センター

不燃ごみを中間処理する施設は、23区内に2か所あります。不燃ごみの処理は、大きく分けて破碎と選別があります。始めに細かく砕いて容積を小さくします。次に不燃ごみに含まれる鉄や

アルミニウムは資源として回収し、不燃物は埋立処分します。残った可燃系残さは、清掃工場焼却処理します。

## 粗大ごみ破碎処理施設

粗大ごみを中間処理する施設は23区に1か所のみです。

粗大ごみは、破碎機で細かく破碎し、磁力によって鉄を選別・回収します。破碎処理した粗大ごみの残さのうち、燃やせるものは清掃工場に搬出し焼却処理します。焼却に適さないものは埋立処分します。

## 適正な中間処理を行うために

可燃ごみの中に、金属やガラスなどの「焼却に適さないもの」や、清掃工場の処理能力を超える大きさの「不適正ごみ」等が混ざっていると焼却炉の停止や故障の原因となります。また近年、二次電池による火災が増加しており、収集車や設備が焼損して、復旧のために多くの費用や日数がかかることがあります。ごみの受入れが困難となった場合には、収集・運搬に支障が生じ、23区全体のごみ処理に重大な影響を及ぼします。

清掃工場の安全で安定的な稼働には、区民の皆様が適正に分別してごみを出していただくことが重要です。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

（東京二十三区清掃一部事務組合

総務課）

清掃一組が管理する施設



東京二十三区清掃協議会 令和8年度予算のあらまし

令和8年度の歳入歳出予算額は1280万5千円で、前年度予算との比較では、57万8千円の増となりました。

●歳入●

歳入は、区からの負担金690万円（1区あたり30万円）と繰越金等590万5千円を計上しています。

●歳出●

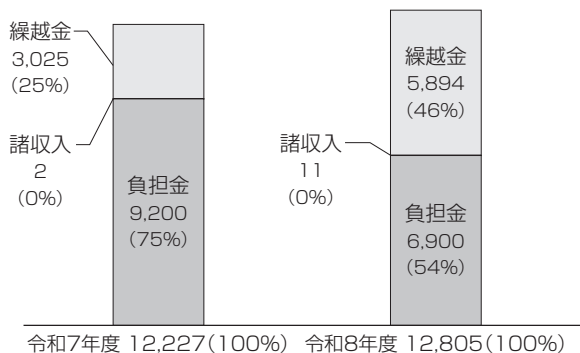
歳出は、次のとおりです。

- ① 総務管理費（574万3千円）
    - ・清掃協議会全体に関わる事務の管理を行う経費です。
  - ② 管理執行費（638万1千円）
    - ・廃棄物運搬請負契約事務に関する経費と許可事務に関する経費です。
  - ③ 連絡調整費（18万1千円）
    - ・清掃車両の架装基準等の調整や、清掃協議会と23区との連絡調整に関する経費です。
  - ④ 予備費（50万円）
    - ・緊急時や災害時等の危機管理対策の経費です。
- （東京二十三区清掃協議会）

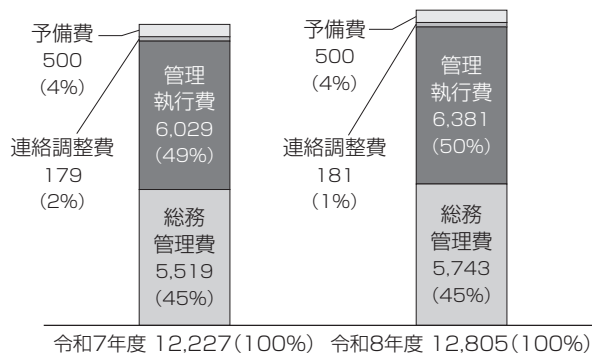
令和8年度 東京二十三区清掃協議会 一般会計歳入歳出予算

（単位：千円）

歳入



歳出



※構成比の算出にあたっては、小数点第一位以下を四捨五入しています。